

証券コード 9035
2024年6月11日

株 主 各 位

北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号
第一交通産業株式会社
代表取締役社長 田中 亮一郎

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.daiichi-koutsu.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所（福証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト（福証上場会社検索ページ）

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php/>

（上記の福証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「第一交通産業」又は「コード」に当社証券コード「9035」を入力・検索し、「詳細情報」にある「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号
リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第60期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役13名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打
切り支給の件
第4号議案 監査役の報酬額改定の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び福証ウェブサイトにおい
て、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたし
ます。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする
書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監
査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

また、本年の株主総会につきましては、株主懇談会のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



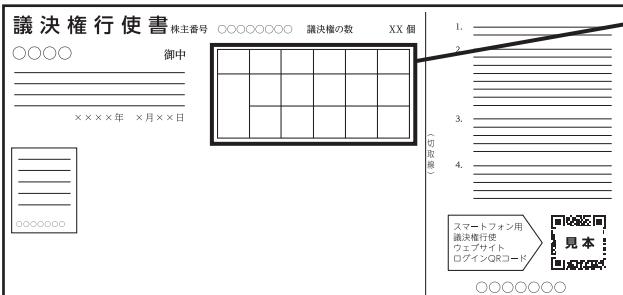
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

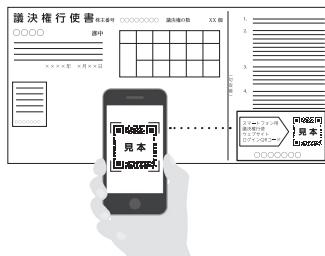
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

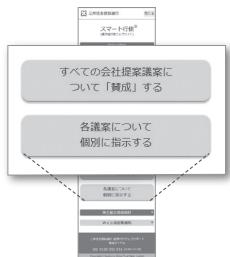
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

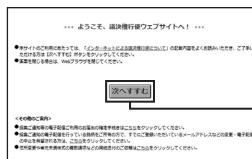
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の行動制限解除の下、経済活動の持ち直しの動きがみられたものの、世界的な情勢不安、円安の進行等に伴う原材料価格上昇、物価高騰の影響など、景気の先行きは不透明な状態で推移しました。

当連結会計年度の経営成績は、不動産分譲事業において前連結会計年度にプロジェクト用地を売却した反動減があるものの、タクシー・バス事業において、移動需要の順調な回復と運賃改定の進展による増収を主要因として、売上高は100,711百万円（前連結会計年度比1.8%増）、営業利益は3,054百万円（同15.2%増）、経常利益は4,008百万円（同4.8%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、不動産賃貸事業の契約途中解除に伴う商業施設の取壊しによる1,682百万円を固定資産除売却損（特別損失）への計上等により919百万円（同57.2%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(タクシー事業)

タクシー業界においては、感染症拡大抑止に伴う外出自粛や訪日外国人等の利用減少が、全国的に乗務員の離職を招き、都市部や観光地においてタクシーの局地的な供給不足が生じています。

当社グループにおいては、引き続き「ママサポートタクシー」（78地域、累計登録者数505千人、利用回数のはべ1,202千回、うち陣痛時利用40千回）、「子どもサポートタクシー」、「N o.1 タクシーネットワーク」（提携及び商流サービス利用を含め758社）など、サービス展開を全国の営業所にて推進しております。路線バス廃止や交通不便地区での移動困難者の外出を支援する「おでかけ乗合タクシー」（74市町村298路線）、「救援事業・便利屋タクシー」、「お墓参りサポートタクシー」、低濃度オゾン発生装置の全車搭載など、他社との差別化を図っております。また、脱炭素社会への取り組み「全国タクシーEV化プロジェクト」において、タクシー車両のEV化及び配車システムでの運用効率化に係る開発・実証により、全国で持続可能な環境配慮型タクシー事業の実現を推進しております。乗務員募集・採用では国土交通省「女性ドライバー応援企業」、「働きやすい職場認証制度」のPRと「女性会議」、「マスターズの会」の開催、事業所内保育所や近隣保育施設との業務提携、若年者の採用優遇制度「夢チャレ」、事業所見学会・タクシー運転体験会の実施、インターネット、ホームページ、テレビCM等の活用により女性乗務員や若年層の採用を進めることで、若返り及び定着を図っております。（括弧内の数値はいずれも2024年3月31日現在）

売上高は利用者の需要回復と運賃改定の進展により50,362百万円（前連結会計年度比7.6%増）となり、国土交通省のコロナ対策の特例休車のほか、広範囲にわたる経費削減に取り組んだ結果、セグメント損失は850百万円（前連結会計年度はセグメント損失933百万円）と改善しました。

タクシー認可台数は前連結会計年度末比46台増の8,201台ですが、このうちタクシー特措法に基づく特定地域内で稼働ができない状態（休車）の1台が含まれており、稼働可能な台数は8,200台となっております。なお、認可台数に含まれていない預かり減車68台は、将来UD車等で復活が可能となっております。

（バス事業）

バス業界においては、感染症拡大に伴う外出自粛、国内観光客及び訪日外国人の消失等の影響による団体旅行の利用減少が継続していましたが、回復傾向となっております。

当社グループの沖縄県内の路線バス部門では、交通系ICカード「OKICA」の運用、5市町村9路線でのコミュニティバスの運行、各種実証実験や需要に応じた新規路線の運行、沖縄県産品の販路拡大、地域活性化を目的とした那覇空港連絡バスでの貨客混載、「沖縄スマートシフトプロジェクト」ではMaaSアプリ「my route」内でバス1日乗車券やデジタルチケットを販売、「那覇バスターミナル」ではデジタル多言語案内板等による利用者の利便性向上に努めておりますが、感染症が完全終息していないこともあり、通勤・通学者の利用控えが継続しております。なお、脱炭素社会への取り組みとして沖縄県内初の小型EV路線バス2台、大型EV路線バス1台をそれぞれ那覇市内線で運行しております。

一方で、沖縄県内の貸切バス部門においては、バスガイド等で構成する音楽ユニット「うたばす」による営業活動に取り組むとともに、動画配信サイトでは沖縄のバス旅行の魅力を配信、繁忙期の運転手・バスガイド不足には、グループ会社や協力会社からの派遣受け入れにより対応しました。公共交通利用促進として「バスフェスタ」、「こどもみらいお仕事体験イベント」への出展、国土交通省「働きやすい職場認証制度」認証取得のPR、「ミニフェスタ」ではバスの運転体験会を開催するなど乗務員等の採用にも注力しております。

バス事業全体では、沖縄県を中心に団体旅行やインバウンド需要の回復、大型イベントの再開など輸送人員が増加したこともあり、売上高は6,548百万円（前連結会計年度比15.4%増）となり、国土交通省のコロナ対策の特例休車のほか、広範囲にわたる経費削減に取り組んだ結果、セグメント損失は271百万円（前連結会計年度はセグメント損失727百万円）と改善しました。また、バス認可台数は、前連結会計年度末から11台減の673台となっております。

（不動産分譲事業）

不動産分譲事業では、一部の物件で、実際のモデルルームを360° 見ることができる3Dモデルルームの設置、オンラインシステムを利用した商談、不動産売買契約時の電子化等も準備し、お客様のニーズに合った営業活動を行っております。

このような状況の下、マンション販売におきましては、北九州において「小倉片野」（39戸）、「黒崎マークスタワー」（139戸）、福岡において「博多グロウサイド」（104戸）、「新飯塚」（84戸）、大分において「大分田室町」（89戸）、長崎において「諫早駅」（84戸）、大阪において「長田」（99戸）、「堺上野芝」（75戸）、東京において「練馬春日町」（39戸）、埼玉において「越谷蒲生」（36戸）の合計10棟788戸を新規販売するとともに、北九州において「下剗津」（99戸）、「門司大里ヒルズ」（88戸）、福岡において「西新サウス」（39戸）、「西鉄久留米」（56戸）、宮崎において「大淀河畔」（130戸）、鹿児島において「かんまちタワーレジデンス」（52戸）、大阪において「泉大津東雲」（58戸）、「長田」（99戸）、東京に

において共同事業「練馬春日町」（39戸）、埼玉において「越谷蒲生」（36戸）の合計10棟696戸の新規竣工物件のうち契約済物件の引渡し及び完成在庫の販売により、売上高は25,581百万円（前連結会計年度比1.0%減）となりました。

なお、2023年は九州地区において販売戸数第1位獲得（住宅流通新報社調べ）、北九州市において販売戸数第1位獲得（株式会社九州マーケティングセンター調べ）、2024年オリコン顧客満足度調査新築分譲マンション九州立地部門において第1位を獲得しました。

戸建住宅におきましては、「暮らしを潤す高品質な土地付住宅」をテーマにした第一ホーム(株)の「ユニエクセラ」シリーズを、北九州において「三萩野」（7区画）、「苅田与原」（4区画）、「門司別院」（4区画）、福岡において「野芥」（1区画）、「三苦Ⅲ」（3区画）、「大佐野Ⅱ」（1区画）を新規販売するとともに、完成在庫の販売に取り組みましたが、売上高は2,453百万円（前連結会計年度比14.2%減）となりました。

以上により、不動産分譲事業全体の売上高は、その他プロジェクト用地売却等1,207百万円を加えた29,242百万円（前連結会計年度比9.2%減）、セグメント利益は1,596百万円（同24.9%減）となりました。

（不動産賃貸事業）

不動産賃貸業界においては、感染症の影響により、企業のリモートワーク普及に伴うオフィスの縮小が続いており、加えて原材料価格・人件費等の高騰に伴う飲食店の減少が懸念されています。

当社グループでは、九州沖縄・中国・近畿・北陸・関東・東北・北海道の15道府県で、飲食ビルを中心に商業施設・オフィスビル・マンション・倉庫・駐車場等2,065戸の賃貸及び管理を行っております。飲食ビルテナントへの取り組みとして、九州地区で当社グループタクシーとテナント内で利用が出来る「共通クーポン券」の販売を前年に引き続き実施し、飲食ビルの利用客増加、既存テナントの囲い込み及び新規入居の推進を図っています。今後も継続して営業支援に取り組むとともに、タクシー事業の拠点となる主要地域においてシナジー効果と営業エリアの拡大、パーキング事業との連携強化を進めることで、収益力の高い賃貸物件の購入を積極的に行い、賃料収入の向上に努めてまいります。

売上高につきましては、飲食ビル等の入居率の回復、新規賃貸物件の増加等により5,221百万円（前連結会計年度比6.9%増）、セグメント利益は2,507百万円（同4.1%増）となりました。

（不動産再生事業）

当社グループにおける不動産再生事業は、主に不動産担保融資に特化した金融事業より集まる不動産情報に、付加価値を高めマーケットにマッチした再生物件として販売しており、不動産市況や経済動向を見極めながら、積極的に展開しております。

売上高につきましては、長崎県西彼杵郡時津町の分譲マンションの引渡し、京都府京都市の土地売却等、前連結会計年度と同様に中規模物件の売却に留まったことから4,084百万円（前連結会計年度比14.1%減）、セグメント利益は602百万円（同17.1%減）となりました。

（金融事業）

当社グループにおける金融事業は不動産担保融資に特化しており、先行きの不透明感はあるものの、目先の堅調な不動産市場動向に支えられ、良質資産の積み上げに努めております。前連結会計年度のコロナ禍の営業活動に比して、営業活動が正常化した中、当連結会計年度に開設した大阪支

店の不動産担保融資の新規貸付が寄与し、不動産担保ローンの融資残高は12,078百万円（前連結会計年度末比2,123百万円増）となりました。

売上高につきましては、不動産担保融資の新規貸付による期中平均貸出金利が上昇した結果、995百万円（前連結会計年度比8.7%増）、セグメント利益は632百万円（同480.5%増）となりました。

（その他事業）

その他事業は、自動車の点検・整備、L P Gの販売、パーキング事業、マンション管理、船舶事業、介護事業のほか多岐にわたる事業を展開しております。

不採算事業を縮小する一方、既存事業の充実に注力した結果、売上高は4,257百万円（前連結会計年度比14.4%増）となりましたが、セグメント損失は992百万円（前連結会計年度はセグメント損失889百万円）となりました

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、事業用資産の車両、土地・建物の取得を中心に総額5,498百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、経常的な借入のほかに特記すべき事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第57期 2021年3月期	第58期 2022年3月期	第59期 2023年3月期	第60期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売 上 高 (百万円)	78,748	92,805	98,972	100,711
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△1,215	1,637	4,212	4,008
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△2,191	△842	2,150	919
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失 (△) (円)	△64.35	△24.75	63.14	27.00
総 資 産 (百万円)	186,152	169,237	179,596	181,695
純 資 産 (百万円)	42,243	40,416	41,945	42,721
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,239.51	1,185.90	1,230.73	1,253.48

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社第一ゼネラルサービス	585百万円	100.0%	金融事業
第一ホーム株式会社	50	100.0	不動産分譲事業
株式会社琉球バス交通	10	100.0	バス事業
那覇バス株式会社	10	100.0	バス事業
第一交通サービス株式会社	30	100.0	タクシー事業
北九州第一交通株式会社	10	100.0	タクシー事業
大阪第一交通株式会社（堺）	10	100.0	タクシー事業
鯨第一交通株式会社	10	100.0	タクシー事業
第一交通株式会社（足立）	18	100.0	タクシー事業
札幌第一交通株式会社	25	100.0	タクシー事業

(注) 議決権比率には、間接所有を含んでおります。

③ 重要な企業結合等の状況

イ. 事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

ロ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

タクシー事業においては、感染症のまん延期に乗務員への休業手当の支給で雇用維持を図り、一定の稼働を確保しているものの、各種イベントの再開、インバウンドの増加などで移動需要が大幅に上昇しているため、全事業所で取得した「働きやすい職場認証制度」を積極的にPRし、各就労支援施設や求人媒体への発信の強化を図り、若年層や女性乗務員の採用強化を進めつつ、中堅乗務員の人材確保、流出防止も含め、需要に対応してまいります。子育て支援サービスのエリア拡大、おでかけ乗合タクシー、各種便利屋タクシー等の拡充に加え、日本版ライドシェア等へも速やかに対応してまいります。迅速な配車対策として当社専用配車アプリ「モタク」やインバウンド対策として提携した海外配車アプリの活用、QRコード決済・電子マネー対応、多言語通訳サービスの活用、No.1タクシーネットワーク提携会社の拡大と全国予約センターのPR等により固定顧客の確保に努めてまいります。沖縄でのMaaS事業や九州MaaSへの参画、リモート配車、遠隔点呼によるDXの推進により、地域の交通課題の解決と地域経済の活性化に寄与することを目指します。一方で、運行管理者等の若手管理職の育成、乗務員への事故防止教育と併せ、マナーアップ等の指導を推進してまいります。なお、脱炭素社会への取り組みとして、「全国タクシーEV化プロジェクト」によるEVタクシーを順次導入することで、実証運行を継続しております。

バス事業においては、クレジットカード等のタッチ決済の導入により引続き乗客の利便性の向上を図るとともに、定期観光コースの見直し、バスガイドの情報発信による営業推進、重複路線の統廃合による効率化、省燃費運転の徹底による燃料費の削減、安全運転指導強化による事故件数の抑制、乗務員の確保に対応するため、養成乗務員の採用等を推進してまいります。なお、脱炭素社会への取り組みとして、沖縄県内初となるEV路線バス3台の運行を継続しており、公共交通の利便性の確保への取り組みとして、沖縄県内で自動運転バスの実証実験に参画します。

不動産分譲事業においては、資材及び建設会社の働き方改革に伴う労務費の高騰、国の指標に基づく省エネルギーへの取り組みとしてマンション計画に「ZEH-M Oriented」を採用するなど建築費が上昇した結果、販売価格に影響し不安定な事業環境となっております。これらの状況を踏まえ、プロジェクト用地の仕入れについては、従来以上に厳格に行ってまいります。

不動産賃貸事業においては、引き続き主要都市での高収益物件・中古物件の獲得、商業施設の開発、賃貸アパート・マンションの新築計画の推進、既存ビルの入居率向上、家賃滞納者への早期対応、既存ビルの老朽化に伴う中期大規模修繕の計画立案・実施、住宅物件のリノベーションの実施並びに分譲事業部門、タクシー・バス事業部門やパーキング部門等と連携強化に努め、空き土地・空き家等の多岐にわたる情報を収集し活用してまいります。

不動産再生事業においては、不動産市場における流動性の変化に対応するため、中長期にわたり安定した情報収集を図るため、情報先とのリレーション強化及び裾野の拡大に努めております。また、安定した収入のため高収益物件の入手を図っておりますが、賃収による利回りのみならず資産価値等も検討の上、購入・売却による資産の入替も適時適切に対応してまいります。

金融事業においては、不動産担保融資に特化しており、金融緩和政策が修正され金利上昇懸念がある中で、不動産市場、金融市場に与える影響を注視するとともに、世界経済や金融情勢の影響も受けやすく、一部で金利の上昇も見られるほか、不動産市場において地価や賃収物件の価格下落懸念等、今後の動向に注意する必要があります。このような環境の下、今後不動産市況の悪化により担保価値下落による貸倒リスクの抑制を重視し、与信基準の厳格運用を継続するとともに、良質な資産の積み上げを図ってまいります。また、金利上昇に関しては、資金管理を徹底し効率的な運用を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループ(当社及び連結子会社156社)は、主として次の事業を行っております。

- ① タクシー事業 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)
- ② バス事業 一般乗合旅客自動車運送事業等(路線・貸切)
- ③ 不動産分譲事業 分譲住宅の企画及び販売
- ④ 不動産賃貸事業 不動産の賃貸及び管理
- ⑤ 不動産再生事業 不動産の再生販売
- ⑥ 金融事業 貸金業
- ⑦ その他事業 子会社業務管理、自動車の点検・整備、LPGの販売、パーキング事業及びマンション管理等

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

第一交通産業株式会社	本社	北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号
	支社	東京都千代田区、大阪市淀川区、福岡市博多区
	支店	北九州市小倉北区、福岡市博多区、東京都千代田区、大阪市淀川区

② 子会社

株式会社第一ゼネラルサービス	本社：福岡市博多区
第一ホーム株式会社	本社：北九州市小倉北区
株式会社琉球バス交通	本社：沖縄県豊見城市
那覇バス株式会社	本社：沖縄県那覇市
第一交通サービス株式会社	本社：北九州市小倉北区
北九州第一交通株式会社	本社：北九州市小倉北区
大阪第一交通株式会社(堺)	本社：堺市堺区
鯨第一交通株式会社	本社：名古屋市北区
第一交通株式会社(足立)	本社：東京都足立区
札幌第一交通株式会社	本社：札幌市白石区

営業エリア(以下の国内34都道府県、ミャンマー、インド)

九州・沖縄7県(福岡県、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、大分県、熊本県、長崎県)、四国2県(愛媛県、徳島県)、中国4県(山口県、広島県、島根県、鳥取県)、近畿2府4県(和歌山県、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、三重県)、中部7県(愛知県、静岡県、長野県、山梨県、福井県、石川県、新潟県)、関東1都5県(神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、群馬県、茨城県)、東北1県(宮城県)、北海道

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
タクシー事業	9,280名	466名増
バス事業	827名	30名減
不動産分譲事業	134名	2名減
不動産賃貸事業	22名	1名増
不動産再生事業	9名	1名減
金融事業	27名	3名減
その他事業	541名	107名増
全社 (共通)	101名	3名増
合 計	10,941名	541名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時従業員数1,805名は含まれておりません。
2. 全社 (共通) として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314名	11名増	42.6歳	11.4年

- (注) 従業員数は就業人員数であり、平均臨時従業員数27名は含まれておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	28,041百万円
株式会社福岡銀行	21,237
株式会社北九州銀行	11,922

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 156,000,000株
- ② 発行済株式の総数 39,227,200株 (うち自己株式5,173,348株)
- ③ 株主数 8,554名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 第 一 マ ネ ー ジ メ ン ト	13,386千株	39.30%
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,630	4.78
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,348	3.96
黒 土 優 子	1,196	3.51
田 中 京 子	1,176	3.45
田 中 亮 一 郎	1,176	3.45
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	1,078	3.16
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	1,059	3.10
第 一 交 通 産 業 従 業 員 持 株 会	676	1.98
T O Y O T I R E 株 式 会 社	540	1.58

- (注) 1. 当社は、自己株式を5,173,348株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 亮 一 郎	株式会社第一マネージメント取締役
代表取締役副社長	大 塚 泉	経営管理本部長
取締役副社長	吉 積 久 明	交通事業統括本部長
専務取締役	田 頭 寛 三	経営管理副本部長
常務取締役	谷 口 雅 春	交通事業統括副本部長 関東・静岡地区 担当
常務取締役	磯 本 博 之	経理、財務、I R、国際事業管理 担当
取 締 役	中 平 雅 之	人事、総務、広報、サステナビリティ、企画調整、 リスク・コンプライアンス、IT戦略 担当 株式会社スターフライヤー社外監査役
取 締 役	土 生 哲 雄	マンション事業部 関東地区・海外 担当
取 締 役	津 村 昭 宏	不動産・関連事業統括本部長
取 締 役	平 安 寺 勇	マンション事業部 関西・九州地区 担当
取 締 役	柴 戸 隆 成	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長 株式会社福岡銀行 代表取締役会長
取 締 役	村 上 英 之	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 代表取締役社長 株式会社西日本シティ銀行 代表取締役頭取
取 締 役	川 本 惣 一	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員 九州カード株式会社 代表取締役社長 Jペイメントサービス株式会社 代表取締役会長
監査役(常勤)	木 原 大 介	
監査役(常勤)	宮 武 茂 典	
監 査 役	中 野 昌 治	弁護士法人大手町法律事務所 弁護士(代表) 一般社団法人北九州成年後見センター 代表理事
監 査 役	古 川 直 樹	税理士法人SKC古川直樹税理士事務所 税理士(代表) 株式会社第一マネージメント監査役

- (注) 1. 取締役柴戸隆成氏、村上英之氏及び川本惣一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役4名全員は、社外監査役であります。
3. 監査役木原大介氏は、株式会社山口銀行在籍時において、長年にわたり財務業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2023年6月28日開催の第59期定時株主総会の終結の時をもって、垂水繁幸氏は任期満了により、取締役を退任しております。
5. 2023年6月28日開催の第59期定時株主総会において、平安寺勇氏は新たに取締役に選任さ

れ就任いたしました。

6. 2023年6月28日開催の取締役会決議により、大塚泉氏は代表取締役副社長に就任しております。
7. 2023年11月29日をもって、常務取締役田中靖氏は辞任により取締役を退任いたしました。なお、退任時における担当は人事、総務、広報、サステナビリティ担当でありました。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は原則として当社が負担しております。法律違反などに起因する損害賠償請求を提起され、被保険者が負担することになる損害賠償金などの損害は、当該保険契約により填補されないこととしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。
9. 当社は、社外監査役宮武茂典氏及び中野昌治氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月28日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合し、役位、職責、在任年数に応じて総合的に勘案されていることを確認し、当該決定方針に沿うものと判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上と株主利益を確保するため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うため、代表取締役社長田中亮一郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた基本報酬の額とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	559	468	90	12
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—
社外取締役	6	6	0	3
社外監査役	28	26	2	4

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2006年6月28日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額700百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名であります。
3. 上表には、2023年6月28日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）1名及び2023年11月29日付で退任した取締役（社外取締役を除く）1名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役柴戸隆成氏は、(株)福岡銀行の代表取締役会長であり、当社及び当社の子会社は同行からの借入金があります。また、金融持株会社の(株)ふくおかフィナンシャルグループの代表取締役会長を兼任しております。
- ・社外取締役村上英之氏は、(株)西日本シティ銀行の代表取締役頭取であり、当社及び当社の子会社は同行からの借入金があります。また、金融持株会社の(株)西日本フィナンシャルホールディングスの代表取締役社長を兼任しております。
- ・社外取締役川本惣一氏は、当社及び当社の子会社が借入金がある(株)西日本シティ銀行の金融持株会社である(株)西日本フィナンシャルホールディングスの執行役員を兼任しております。なお、九州カード(株)代表取締役社長及びJペイメントサービス(株)の代表取締役会長を兼務しておりますが、当社と同社の間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役中野昌治氏は、弁護士法人大手町法律事務所の代表であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しているものの、当該対価は僅少であり、別の顧問弁護士が当社を担当しております。また、一般社団法人北九州成年後見センターの代表理事を兼職しておりますが、当社と同法人の間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役古川直樹氏は、税理士法人S K C古川直樹税理士事務所の代表であります。なお、当社と同事務所の間には特別な関係はありません。また、当社のその他の関係会社である株式会社第一マネージメントの監査役を兼務しており、当社と同社の間には、出資及び損害保険契約の取次以外に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
取締役	柴戸隆成	当事業年度中に開催の取締役会12回の全てに出席しております。金融機関の経営者の経験及び幅広い見識に基づき、客観的・中立的立場で経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に期待される役割を果たしております。
取締役	村上英之	当事業年度中に開催の取締役会12回の全てに出席しております。金融機関の経営者の経験及び幅広い見識に基づき、客観的・中立的立場で経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に期待される役割を果たしております。
取締役	川本惣一	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち10回に出席しております。金融機関の経営者の経験及び幅広い見識に基づき、客観的・中立的立場で経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に期待される役割を果たしております。
監査役	木原大介	当事業年度中に開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、金融機関における経験及び見識に基づき、常勤の監査役として、業務監査・会計監査の観点から適宜必要な発言・監査を行っております。
監査役	宮武茂典	当事業年度中に開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、行政を通じ運輸関連業界の指導・監督に携わった経験から、常勤の監査役として適宜必要な発言・監査を行っております。
監査役	中野昌治	当事業年度中に開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から適宜必要な発言・監査を行っております。
監査役	古川直樹	当事業年度中に開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、税理士としての豊富な経験と専門的見地から適宜必要な発言・監査を行っております。

(注) 上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	56百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制は、次のとおり定めております。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社是・企業行動憲章をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。法令遵守と社会倫理を企業活動の原点とすることを徹底するため、管理統括部門はコンプライアンスの取り組みや役職員教育を推進し、内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、文書の作成・保存及び破棄に関する規程として別途に定めた文書管理規程に従う。また、取締役は、監査役による監査又は取締役の監督行為の一環として監査役が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧に供しなければならない。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関するコンプライアンス及び各種リスクに対しては、各事業部門において、規則・ガイドラインの制定・研修、内部監査の実施、マニュアルの制定・配布等を行うものとする。内部統制運営委員会の下で内部統制と一体化した組織横断的リスク管理を推進し、内部監査部門が監査を行うこととする。新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は役職員が共有する全社的な目標を決め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限委譲・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定める。また取締役会はこれらにつき定期的に進捗状況を検討するとともに、ITを活用して改善を促すための全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社及びグループ各社の取締役・管理者は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当該部署及び部門責任者に報告する。当該部署は内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を受けるとともに、必要な対策を講じる。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項**

監査役を補助すべき従業員として、監査役室を置き、会社の業務を十分検証できる専門性を有する人員を配置する。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ **取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

役職員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、他の役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は必要に応じて、担当する部門のリスク管理について報告するものとする。

⑧ **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

役職員が監査役監査に対する理解を深め、監査環境を整備するよう努める。代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑨ **反社会的勢力排除に向けた体制**

取締役及び使用人は、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を「行動憲章」及び「コンプライアンス基準（行動指針）」に掲げ、反社会的勢力対応マニュアルを整備する。また、反社会的勢力排除に関する社内研修の実施、外部の専門機関との連携による情報の収集等を行う。

⑩ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

取締役会を12回開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、経営計画及び各事業の進捗状況、業務執行状況の確認を行っております。

常勤取締役のうち役付取締役を中心に構成し、監査役も参加する常務会を15回開催し、経営全般に関する重要事項や取締役会へ付議すべき事項等を協議しております。

当社の常勤取締役は、グループ各社の社長及び役員から業績及び重要な業務執行の報告を受け確認するとともに、適宜指導及び業務改善を図っております。

監査役会を12回開催し、監査方針の決定や取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況の監査を行っております。

常勤の監査役は、当社及びグループ各社の重要会議への出席、重要書類の閲覧等、必要な報告を受けております。また、代表取締役社長、会計監査人、業務監査室との会合を適宜行い、情報交換及び意思疎通を図っております。

財務報告の信頼性については、業務監査室が実施計画に基づき内部統制評価を実施しております。

内部監査の実施については、年間計画に基づき業務監査室において、グループ各社の業務の適正性について監査を実施しております。

コンプライアンス及びリスク管理に関する規則、マニュアルを整備し、職員研修等で啓発活動を行うことで、損失の発生及び損害の抑制に取り組んでおります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を最重要課題の一つと認識するとともに、業績、経営環境の状況、財務体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定した配当を維持していくことを勘案し、定款授權による取締役会決議によって、剰余金の配当等を決定いたします。

内部留保金につきましては、事業所の新設及び設備投資、情報システムの構築並びに人材育成のための教育投資へ積極的に活用することで、業容拡大と事業基盤の強化に役立ててまいります。

また、自己株式につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に活用してまいります。

この方針の下、当事業年度の期末配当金につきましては、基本方針及び最近の業績動向、財務体質の状況等を総合的に勘案した結果、1株当たり15円とさせていただきます。なお、配当金のお支払いは2024年6月27日（木曜日）からとさせていただきます。すでに、2023年12月6日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり25円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	85,949	流動負債	52,499
現金及び預金	15,925	支払手形及び営業未払金	5,984
受取手形、営業未収入金及び契約資産	2,687	短期借入金	36,349
営業貸付金	11,684	未払法人税等	1,055
販売用不動産	35,500	賞与引当金	526
仕掛販売用不動産	16,718	その他の他	8,584
その他の棚卸資産	299	固定負債	86,474
その他の他	3,576	長期借入金	76,383
貸倒引当金	△442	繰延税金負債	1,970
固定資産	95,745	再評価に係る繰延税金負債	1,392
有形固定資産	87,504	役員退職慰労引当金	1,462
建物及び構築物	22,650	退職給付に係る負債	1,625
機械装置及び運搬具	3,970	その他の他	3,639
土地	58,682	負債合計	138,974
リース資産	1,576	(純資産の部)	
その他の他	625	株主資本	46,922
無形固定資産	1,002	資本金	2,027
のれん	104	資本剰余金	3,005
その他の他	898	利益剰余金	44,478
投資その他の資産	7,238	自己株式	△2,589
投資有価証券	4,566	その他の包括利益累計額	△4,236
繰延税金資産	1,065	その他有価証券評価差額金	1,159
その他の他	2,870	土地再評価差額金	△5,383
貸倒引当金	△1,263	為替換算調整勘定	△9
資産合計	181,695	退職給付に係る調整累計額	△2
		非支配株主持分	35
		純資産合計	42,721
		負債純資産合計	181,695

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		100,711
売上原価		86,006
売上総利益		14,704
販売費及び一般管理費		11,650
営業利益		3,054
営業外収益		
受取利息及び配当金	113	
補助金収入	1,359	
その他の	937	2,410
営業外費用		
支払利息	1,006	
貸倒引当金繰入額	24	
持分法による投資損失	201	
その他の	223	1,457
経常利益		4,008
特別利益		
固定資産売却益	115	
国庫補助金	80	196
特別損失		
固定資産除売却損失	2,265	
減損損失	17	
固定資産圧縮損失	80	
投資有価証券評価損	19	2,384
税金等調整前当期純利益		1,820
法人税、住民税及び事業税	1,313	
法人税等調整額	△429	883
当期純利益		937
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		919

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,067	流動負債	36,261
現金及び預金	12,742	支払手形	2,625
受取手形	0	営業未払金	400
営業未入金	556	短期借入金	26,091
販売用不動産	26,059	未払入金	83
仕掛販売用不動産	14,705	未払費用	2,424
貯蔵品	39	未払法人税等	1,206
前渡金	723	未払約束手形	514
前払費用	206	前受り金	853
その他の金	1,101	前受り金	76
貸倒引当金	△67	前受り金	1,538
固定資産	79,810	前受り金	317
有形固定資産	61,501	賞与引当金	52
建物	17,455	その他の	76
構築物	251	固定負債	65,640
機械及び装置	60	長期借入金	60,041
車両運搬具	4	短期借入金	332
工具、器具及び備品	274	再評価に係る繰延税金負債	1,392
土地	43,133	退職給付引当金	279
リース資産	281	役員退職慰労引当金	1,447
建設仮勘定	40	その他の	2,148
無形固定資産	653	負債合計	101,902
借地権	584	(純資産の部)	
ソフトウェア	27	株主資本	38,359
その他の	40	資本	2,027
投資その他の資産	17,656	資本剰余金	2,486
投資有価証券	4,011	資本準備金	2,214
関係会社株	4,661	その他の資本剰余金	272
長期貸付金	8,084	利益剰余金	36,434
前払年金費用	23	利益準備金	201
繰延税金資産	713	その他の利益剰余金	36,233
その他の	842	別途積立金	33,910
貸倒引当金	△680	繰越利益剰余金	2,323
資産合計	135,878	自己株式	△2,589
		評価・換算差額等	△4,383
		その他有価証券評価差額金	999
		土地再評価差額金	△5,383
		純資産合計	33,975
		負債純資産合計	135,878

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		34,229
売上原価		26,001
売上総利益		8,228
販売費及び一般管理費		5,257
営業利益		2,971
営業外収益		
受取利息	178	
受取配当金	371	
その他の	517	1,067
営業外費用		
支払利息	851	
その他の	49	900
経常利益		3,137
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産除売却損	2,142	
減損損失	17	
関係会社株式評価損	39	2,200
税引前当期純利益		941
法人税、住民税及び事業税	755	
法人税等調整額	△534	220
当期純利益		721

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

第一交通産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一交通産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一交通産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

第一交通産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一交通産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

第一交通産業株式会社 監査役会

社外監査役(常勤) 木原大介 ㊟

社外監査役(常勤) 宮武茂典 ㊟

社外監査役 中野昌治 ㊟

社外監査役 古川直樹 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
1	たなか りょういちろう 田中 亮一郎 (1959年4月4日生) 所有する当社株式の数 1,176,088株	1982年4月 全国朝日放送(株) (現(株)テレビ朝日) 入社 1985年7月 当社取締役 1995年5月 専務取締役 1996年5月 取締役副社長 1997年2月 代表取締役副社長 2001年6月 代表取締役社長 (現任) 2010年11月 (株)第一マネジメント取締役 (現任)
2	おおつか いずみ 大塚 泉 (1952年7月21日生) 所有する当社株式の数 51,257株	1976年4月 (株)福岡相互銀行 (現(株)西日本シティ銀行) 入行 1990年4月 当社取締役財務部長 1996年5月 常務取締役 1999年1月 専務取締役経営管理本部本部長、財務部長 2001年6月 取締役副社長経営管理統括本部長、不動産事業統括 2010年6月 経営管理、財務、関連事業担当 2014年6月 経営管理統括本部長兼財務、関連事業担当 2017年12月 業務管理部本部長兼不動産事業本部長 2018年6月 分譲事業本部長兼財務担当 2020年6月 不動産事業統括本部長兼経営管理担当 2023年6月 代表取締役副社長経営管理本部長 (現任)
3	よしづみ ひさあき 吉積 久明 (1955年10月17日生) 所有する当社株式の数 31,219株	1979年4月 (株)福岡相互銀行 (現(株)西日本シティ銀行) 入行 1994年8月 当社交通事業部次長 1995年6月 交通事業部長 1996年6月 取締役 1999年1月 常務取締役 2003年6月 交通事業新規開発担当 2005年6月 那覇バス担当 2008年6月 専務取締役交通事業統括本部長 2010年6月 取締役副社長交通事業統括本部長 (現任)

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
4	た がし ら ひ ろ み 田 頭 寛 三 (1964年5月15日生) 所有する当社株式の数 15,682株	1987年3月 当社入社 1999年7月 自動車事業部長 2000年6月 資材部長 2004年4月 執行役員交通事業部長 2006年6月 取締役交通事業統括補佐 2008年6月 交通事業業務推進、関東地区担当 2010年6月 交通事業関東・静岡地区担当 2012年6月 常務取締役 2015年6月 交通事業関東A地区（東京・千葉・神奈川）担当 2016年6月 交通事業関東・静岡地区担当 2020年7月 専務取締役（現任） 2023年6月 経営管理副本部長（現任）
5	た に ご ち ま さ は る 谷 口 雅 春 (1969年1月6日生) 所有する当社株式の数 7,091株	1992年4月 当社入社 2006年4月 交通事業部業務部長 2008年6月 執行役員 2010年10月 執行役員交通事業部安全部長 2014年6月 取締役交通事業統括副本部長 2017年3月 交通事業統括副本部長兼交通事業福岡地区担当 2020年7月 常務取締役（現任） 2021年4月 交通事業統括副本部長兼交通事業部関西支社長 2023年6月 交通事業統括副本部長関東・静岡地区担当（現任）
6	い そ も と ひ ろ ゆ き 磯 本 博 之 (1958年2月4日生) 所有する当社株式の数 14,743株	1989年9月 当社入社 2004年4月 経理部長 2010年4月 執行役員 2016年6月 取締役 2022年6月 常務取締役（現任）経理担当 2023年6月 経理、財務、I R 担当 2023年11月 経理、財務、I R、国際事業管理 担当（現任）

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
7	なか ひら まさ ゆき 中 平 雅 之 (1960年8月16日生) 所有する当社株式の数 2,760株	1983年4月 (株)福岡銀行入行 2011年1月 学校法人九州学園 福岡国際大学教授 2015年5月 当社執行役員業務監査室部長 2015年6月 取締役(現任) 業務監査室長、コンプライアンス担当 2016年6月 (株)スターフライヤー社外監査役(現任) 2021年6月 業務監査室長、コンプライアンス、国際事業担当 2022年7月 業務監査室長、コンプライアンス、国際事業、企画調整担当 2023年4月 コンプライアンス、国際事業、企画調整担当 2023年6月 企画調整、リスク・コンプライアンス、IT戦略、国際事業管理担当 2023年11月 人事、総務、広報、サステナビリティ、企画調整、リスク・コンプライアンス、IT戦略担当(現任)
8	は ぶ てつ お 土 生 哲 雄 (1959年9月6日生) 所有する当社株式の数 4,717株	1983年4月 野村不動産(株)入社 2003年4月 同社ペアシステム事業部部長 2009年4月 同社執行役員 2012年4月 同社理事法人営業部門担当 2012年10月 野村不動産投資顧問(株)理事 2015年10月 野村不動産(株)理事開発企画本部担当 2016年6月 同社営業本部理事 2016年6月 当社取締役(現任)分譲事業部長 2018年1月 分譲事業部東京・大阪・海外担当 2020年6月 分譲事業部東京・海外担当 2023年6月 マンション事業部関東地区・海外担当(現任)
9	つ むら あき ひろ 津 村 昭 宏 (1961年9月14日生) 所有する当社株式の数 2,222株	1984年4月 (株)福岡相互銀行(現(株)西日本シティ銀行)入行 2012年6月 同行リテール営業部長 2015年6月 当社執行役員財務部長 2020年4月 財務部長兼不動産賃貸事業担当 2021年4月 財務部長兼不動産賃貸事業・駐車場事業担当 2021年6月 取締役(現任) 2023年6月 不動産・関連事業統括本部長(現任)

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
10	へい あん じ いさむ 平安寺 勇 (1967年7月27日生) 所有する当社株式の数 3,779株	1998年 2月 当社入社 2011年 4月 分譲事業部東京支店長 2016年 5月 分譲事業部北九州支店長 2021年 4月 分譲事業本部統括部長兼北九州支店長 2021年 7月 執行役員 2023年 6月 取締役マンション事業部関西・九州地区担当 (現任)
11	しば と たか しげ 柴戸 隆成 (1954年3月13日生) 所有する当社株式の数 一株	1976年 4月 (株)福岡銀行入行 2003年 6月 同行取締役総合企画部長 2005年 4月 同行常務取締役 2006年 6月 同行取締役常務執行役員 2007年 4月 同行取締役専務執行役員 2007年 4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役 2008年 6月 当社社外取締役 (現任) 2009年 4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員 2010年 4月 (株)福岡銀行代表取締役副頭取 2012年 4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役副社長 2014年 6月 (株)福岡銀行代表取締役頭取 2014年 6月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役社長 2019年 4月 同社代表取締役会長兼社長 2019年 4月 (株)福岡銀行代表取締役会長兼頭取 2022年 4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役会長 (現任) 2022年 4月 (株)福岡銀行代表取締役会長 (現任)
12	むら かみ ひで ゆき 村上 英之 (1961年3月14日生) 所有する当社株式の数 一株	1983年 4月 (株)西日本相互銀行 (現(株)西日本シティ銀行) 入行 2010年 6月 同行執行役員人事部長兼人材開発室長 2012年 5月 同行執行役員総合企画部長 2012年 6月 同行常務執行役員総合企画部長 2014年 6月 同行取締役常務執行役員 2016年10月 (株)西日本フィナンシャルホールディングス取締役執行役員 リスク管理部担当、経営企画部副担当 2018年 6月 (株)西日本シティ銀行取締役専務執行役員 2020年 6月 同行取締役専務執行役員東京本部長、総合企画部統括、 リスク統括部・国際部担当 2021年 6月 当社社外取締役 (現任) 2021年 6月 (株)西日本フィナンシャルホールディングス代表取締役社長 (現任) 2021年 6月 (株)西日本シティ銀行代表取締役頭取 (現任)

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
13	かわもと そう いち 川本 惣 一 (1957年9月19日生) 所有する当社株式の数 一株	1980年 4月 (株)福岡相互銀行 (現(株)西日本シティ銀行) 入行 2008年 6月 同行取締役北九州地区本部副本部長兼北九州営業部長兼小倉支店長 2010年 5月 同行取締役北九州総本部長 2010年 6月 同行常務取締役 2011年 6月 同行取締役常務執行役員 2012年 6月 当社社外取締役 (現任) 2012年 6月 (株)西日本シティ銀行取締役専務執行役員 2014年 5月 同行取締役専務執行役員北九州・山口代表 2014年 6月 同行代表取締役副頭取北九州・山口代表 2016年10月 (株)西日本フィナンシャルホールディングス取締役執行役員 2019年 6月 同社代表取締役副社長 2020年 4月 (株)西日本シティ銀行代表取締役副頭取 2021年 6月 (株)西日本フィナンシャルホールディングス執行役員 (現任) 2021年 6月 九州カード(株)代表取締役社長 (現任) 2021年 6月 Jペイメントサービス(株)代表取締役会長 (現任)

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 取締役候補者柴戸隆成氏は、上記略歴に記載のとおり特定関係事業者である(株)福岡銀行の代表取締役会長であり、当社及び当社の子会社は同行との間に、定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。当該取引について、当社は同行に対して保証をしているものがあります。
- (2) 取締役候補者村上英之氏は、上記略歴に記載のとおり特定関係事業者である(株)西日本シティ銀行の代表取締役頭取であり、当社及び当社の子会社は同行との間に、定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。当該取引について、当社は同行に対して保証をしているものがあります。
- (3) 取締役候補者川本惣一氏は、2021年6月まで上記略歴に記載のとおり特定関係事業者である(株)西日本シティ銀行の代表取締役副頭取であり、当社及び当社の子会社は同行との間に、定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。当該取引について、当社は同行に対して保証をしています。
- (4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は原則として当社が負担しております。法律違反などに起因する損害賠償請求を提起さ

れ、被保険者が負担することになる損害賠償金などの損害は、当該保険契約により填補されないこととしております。

- (5) その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式の数」は、第一交通産業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 柴戸隆成氏、村上英之氏及び川本惣一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について
- (1) 柴戸隆成氏は、金融機関の経営者の経験及び幅広い見識を有しており、当該知見を活かして、客観的・中立的立場で当社の経営全般に対する監督、助言等いただくことを期待するため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は2008年6月に当社の社外取締役として選任され就任しており、その在任期間は本株主総会終結の時をもって16年間であります。
- (2) 村上英之氏は、金融機関の経営者の経験及び幅広い見識を有しており、当該知見を活かして、客観的・中立的立場で当社の経営全般に対する監督、助言等いただくことを期待するため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は2021年6月に当社の社外取締役として選任され就任しており、その在任期間は本株主総会終結の時をもって3年間であります。
- (3) 川本惣一氏は、金融機関の経営者の経験及び幅広い見識を有しており、当該知見を活かして、客観的・中立的立場で当社の経営全般に対する監督、助言等いただくことを期待するため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は2012年6月に当社の社外取締役として選任され就任しており、その在任期間は本株主総会終結の時をもって12年間であります。

第2号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
1	かわしま あき ひこ 河島 昭彦 (1967年11月9日生) 【新任】 所有する当社株式の数 －株	1990年 4月 (株)山口銀行入行 2013年 9月 同行新下関駅前支店長 2017年 6月 (株)北九州銀行八幡支店長 2019年 6月 同行執行役員八幡支店長委嘱 2022年 6月 (株)やまぎんカード専務取締役 (現任)

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	
2	かとう たかし 加藤 隆 司 (1958年10月1日生) 【新任】 所有する当社株式の数 － 株	1982年 4月 2012年 9月 2013年 7月 2015年10月 2016年 7月 2016年10月 2018年 6月	運輸省（現国土交通省）入省 国土交通省観光庁審議官 独立行政法人国際観光振興機構総括理事 国土交通省大阪航空局長 同省退職 四国旅客鉄道(株)特別参与 同社常務取締役（現任）
3	なかの まさはる 中野 昌 治 (1946年7月5日生) 所有する当社株式の数 － 株	1982年 4月 2004年 1月 2006年 4月 2006年 6月 2009年 5月 2011年 4月 2013年 1月	弁護士登録、中野法律事務所開設 大手町法律事務所開設、同事務所パートナー 有限責任中間法人（現一般社団法人）北九州成年後見センター代表理事（現任） 当社社外監査役（現任） 学校法人西日本工業学園（西日本工業大学）理事 公立大学法人北九州市立大学監事 弁護士法人大手町法律事務所代表（現任）
4	ふるかわ なおき 古川 直 樹 (1950年5月9日生) 所有する当社株式の数 － 株	1986年 5月 2006年 3月 2018年 6月 2020年 4月	税理士登録、古川直樹税理士事務所開所、同所長 (株)第一マネージメント監査役（現任） 当社社外監査役（現任） 税理士法人S K C古川直樹税理士事務所代表（現任）

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は原則として当社が負担しております。法律違反などに起因する損害賠償請求を提起され、被保険者が負担することになる損害賠償金などの損害は、当該保険契約により填補されないこととしております。
- (2) その他の各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者全員は、いずれも社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由について

- (1) 河島昭彦氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から当社の社外監査役としての役割を果たすことができるものと期待するため、候補者としております。

- (2) 加藤隆司氏は、運輸省（現国土交通省）、同省観光庁、国際観光振興機構等で要職を歴任するなど、行政を通じ運輸・観光・交通関連業界に幅広く携わってきた経験と、旅客運送を営む企業の経営に関与した経験による幅広い見識を、当社の監査に反映していただくことを期待するため、候補者としております。
 - (3) 中野昌治氏は、これまで社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげられており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけることを期待するため、候補者としております。なお、同氏は2006年6月に当社の社外監査役として選任され就任しており、その在任期間は本株主総会終結の時をもって18年間であります。
 - (4) 古川直樹氏は、税理士としての長年の経験と専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき、客観的、第三者的立場で指導、指摘、意見をいただくことを期待するため、候補者としております。なお、同氏は2018年6月に当社の社外監査役として選任され就任しており、その在任期間は本株主総会終結の時をもって6年間であります。
4. 当社は、中野昌治氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、加藤隆司氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】 第1号議案及び第2号議案が承認された後の、取締役及び監査役のスキル・マトリックス

氏名	役員区分	企業経営	事業戦略・ 事業経験	財務・ 会計	人事・ ダイバーシティ	サステナビ リティ	法務・コンプ ライアンス	IT・ デジタル
田中亮一郎	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○	○
大塚 泉	代表取締役副社長	○	○	○	○	○	○	
吉積久明	取締役副社長	○	○		○	○		○
田頭寛三	専務取締役	○	○		○		○	○
谷口雅春	常務取締役	○	○		○	○		○
磯本博之	常務取締役		○	○	○		○	
中平雅之	取締役				○	○	○	○
土生哲雄	取締役		○			○		
津村昭宏	取締役	○	○	○		○		
平安寺勇	取締役		○			○		
柴戸隆成	社外取締役	○		○	○		○	
村上英之	社外取締役	○		○	○		○	
川本惣一	社外取締役	○		○	○		○	
河島昭彦	社外監査役			○			○	○
加藤隆司	社外監査役		○			○	○	
中野昌治	社外監査役				○	○	○	
古川直樹	社外監査役	○		○			○	

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見を表すものではありません。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

2023年11月29日をもって取締役を退任された田中靖氏、本総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任されます木原大介、宮武茂典の両氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める役員退職慰労金支給内規に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、役員退職慰労金支給内規に沿うものであり、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告に記載のとおりであります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
田中靖	2018年6月 取締役 2020年6月 常務取締役 2023年11月 取締役を退任
木原大介	2017年6月 社外監査役(常勤) (現任)
宮武茂典	2020年6月 社外監査役(常勤) (現任)

また、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、2024年5月22日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第1号議案「取締役13名選任の件」、第2号議案「監査役4名選任の件」がそれぞれ原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役田中亮一郎、大塚泉、吉積久明、田頭寛三、谷口雅春、磯本博之、中平雅之、土生哲雄、津村昭宏、平安寺勇、柴戸隆成、村上英之、川本惣一の13氏及び重任予定の監査役中野昌治、古川直樹の2氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社の定める役員退職慰労金支給内規に従い、相当額の範囲内で退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

本議案は、役員退職慰労金支給内規に沿うものであり、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告に記載のとおりであります。

退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
田 中 亮一郎	1985年 7月 取締役 1995年 5月 専務取締役 1996年 5月 取締役副社長 1997年 2月 代表取締役副社長 2001年 6月 代表取締役社長（現任）
大 塚 泉	1990年 4月 取締役 1996年 5月 常務取締役 1999年 1月 専務取締役 2001年 6月 取締役副社長 2023年 6月 代表取締役副社長（現任）
吉 積 久 明	1996年 6月 取締役 1999年 1月 常務取締役 2008年 6月 専務取締役 2010年 6月 取締役副社長（現任）
田 頭 寛 三	2006年 6月 取締役 2012年 6月 常務取締役 2020年 7月 専務取締役（現任）
谷 口 雅 春	2014年 6月 取締役 2020年 7月 常務取締役（現任）
磯 本 博 之	2016年 6月 取締役 2022年 6月 常務取締役（現任）
中 平 雅 之	2015年 6月 取締役（現任）
土 生 哲 雄	2016年 6月 取締役（現任）
津 村 昭 宏	2021年 6月 取締役（現任）
平 安 寺 勇	2023年 6月 取締役（現任）
柴 戸 隆 成	2008年 6月 社外取締役（現任）
村 上 英 之	2021年 6月 社外取締役（現任）
川 本 惣 一	2012年 6月 社外取締役（現任）
中 野 昌 治	2006年 6月 社外監査役（現任）
古 川 直 樹	2018年 6月 社外監査役（現任）

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2006年6月28日開催の第42期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただき、現在に至っておりますが、事業領域の拡大により監査役に求められる役割が大きくなっていること、更なるガバナンス強化と諸般の事情を考慮し、年額50百万円以内に改定することをお願いするものであります。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は現在と同数の4名となります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月28日開催の第42期定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額120百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は10名ですが、第1号議案「取締役13名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役を除く。）は現在と同数の10名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における福岡証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づ

く対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了又は定年、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上と株主利益と連動した報酬体系も採用し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3.株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に付与する。具体的金額・株式数は役員報酬全体に占める株式報酬の割合を勘案して取締役会において取締役個人別の割当株式数を決定する。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は取締役の報酬枠とは別枠で、年額120百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、かつ、発行又は処分する普通株式の総数は年15万株以内とする。

4.基本報酬の額及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業をベンチマークしつつ、概ね基本報酬：株式報酬＝92：8程度で決定する。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うため、代表取締役社長田中亮一郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた基本報酬の額とする。

以上

株主総会会場ご案内図

北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号
会 場 リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアルーム
電話 093-531-1121



J R小倉駅新幹線口よりペDESTリアンデッキで徒歩3分